

## 認知症予防事業業務委託事業者募集要領

### 1 名称

認知症予防事業業務委託

### 2 目的

介護保険の第1号被保険者が、認知症に関する知識の習得や認知症予防のための運動プログラムを実施することで、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

### 3 委託業務内容等

#### (1) 委託内容

- ・教室案内チラシ作成

できる限り教室開始月の2か月前までにホームページ掲載用案内チラシを作成し、データで市へ提出すること。

- ・参加者あて案内送付

第1回開催の3日前までに、開催日時・場所・教室内容・持参物等が記載された案内を参加者あてに送付すること。(郵送料は事業者負担とする。)

- ・参加者申込み受付

広報たまの等で参加者募集(市が掲載を行うもの)時に事業者の電話番号(別回線可)を掲載し、電話での受付を行う。

- ・事業実施

業務の概要等は別紙「認知症予防事業委託仕様書」のとおりとする。

#### (2) 契約上限額

1会場あたり308,000円(消費税及び地方消費税含む。)以内

\*この金額は予定価格を示すものではない。

#### (3) 開催場所、開催期間、実施回数

市内の公共施設等で週1回程度、全12回実施する。

第1クール：6月開始

(実施会場：中央公民館、すこやかセンター)

第2クール：9月開始

(実施会場：大崎公民館、玉原公民館)

第3クール：12月開始

(実施会場：玉公民館、田井公民館)

\*1事業者の複数開催を可能とする。実施会場が事業者間で重複した時は、事業者募集後に市が提案内容等を踏まえて調整し、事業者へ連絡する。

市から連絡を受けた事業者は日程調整し、各施設の使用申請書に必要事項を記入し、長寿介護課へ持参すること。(利用料減免となる)

詳細な内容等は別紙「認知症予防事業委託仕様書」で確認すること。

#### 4 応募資格

応募することのできる者は以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8年度玉野市に指定業者登録をしている事業者であること。
- (2) 高齢者を対象とした介護予防事業(認知面の機能向上・運動器の機能向上・口腔機能向上・栄養改善等の総合的なもの)についての企画・実施の能力があり、申込日において、それらに関する実績を有する者であること。
- (3) 申込日において玉野市により指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 申込日において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定されていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体ではないこと。
- (7) 事業内容等の調整が必要な場合に、即対応できる体制がとれること。また、玉野市側との協議に参加できること。

#### 5 応募方法

##### (1) 応募書類配布

ア 配布期間：令和8年3月2日(月)～3月19日(木)

イ 配布方法：玉野市ホームページに掲載

##### (2) 応募概要

ア 応募期間：令和8年3月2日(月)～3月18日(木)

(午前8時30分～午後5時15分まで)

イ 応募場所：玉野市長寿介護課(市役所1階9番窓口)まで持参

ウ 応募書類：(正本1部)

① 業務委託申請書

② 見積書

③ 全回の事業内容及びそれぞれの回の従事予定者

(従事予定者は、職種や人数、外部委託の有無を記載すること)

④ 傷害保険に関する書類

(保険加入後、別途提出すること)

#### ※ 提出書類作成上の留意点

- ・①、②については玉野市の書類を使用すること。
- ・③、④については任意のものを用意すること。
- ・提出書類は、全てA4版で作成すること。(両面印刷は不可。書類の関係上A3版になる場合はA4折り可。A4版より小さい証明書類等はA4版白紙に貼り付ける等工夫すること。)縦型に左綴じとし、右端にインデックスシールを添付し提出すること。
- ・事業者の選定にあたり、玉野市が必要と認める場合、従事予定者の資格証の写し及び経歴書等、その他の追加資料の提出を求められることがある。
- ・書類の提出にあたっては、関係法令を順守するとともに、実施希望施設の状況等を十分に把握・確認を行うこと。

#### (3) その他

- ア 応募に関する必要な経費は応募事業者の負担とする。
- イ 応募書類の提出後に、内容を変更及び追加することはできない。
- ウ 応募を辞退するときは辞退届を提出すること。なお、その後の再応募は認めない。
- エ 応募状況についての問い合わせには応じない。
- オ 応募書類等著作権は、申請者に帰属する。ただし、玉野市で今回の委託先選定決定の公表等が必要な場合は、応募書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出書類は理由如何を問わず返却しない。
- カ 委託先選定決定に関する書類等について、市に対して情報公開請求があった場合は、透明性の確保の観点から提出された書類について公開する場合がある。

### 6 事業者の選定方法・ヒアリング

事業実施内容・委託金額等の書類選考により決定するが、玉野市と調整する場合があります。

応募多数の場合は、ヒアリングを実施する場合がある。

- ・ヒアリングに関する詳細は必要な場合のみ、文書にて通知する。
- ・ヒアリングの時間は20分程度とする。
- ・ヒアリングを実施する場合、ヒアリングに出席しない事業者は失格とする。
- ・ヒアリング開始までに会場に到着していない場合でも、時間の変更は行わない。

### 7 現場説明

実施しない。

### 8 質疑応答

質疑の受付は来庁、電話、FAX、メールで受付ける。

- ・ 質疑受付期間 令和8年3月2日（月）～3月16日（月）  
（土・日を除く午前8時30分～午後5時15分まで）
- ・ 回答は順次ホームページ上で行う。

## 9 選定結果

申請のあった全ての事業者に選定結果を通知する。

## 10 選定の取り消し

以下のいずれかに該当すると認められる場合は、選定を取り消すことがある。

- ・ 虚偽又は事実と著しい相違その他不正の手段により事業予定者の承認を受けたとき。
- ・ 事業予定者の承認の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ・ 事業内容の重要な事項に変更が生じたとき。
- ・ 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号のいずれかに該当したとき。
- ・ 関係法令等の規定を遵守することが明らかに困難となったとき。
- ・ 社会的な信用を失墜するような事実が発覚したとき。
- ・ 玉野市が定めた年度内に事業を開始することが明らかに困難となったとき。
- ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認めるとき。

## 11 スケジュール

時 期	内 容
令和8年3月2日～3月19日	応募期間
3月下旬	書類審査・(必要に応じてヒアリング)
4月上旬	事業予定者の選定・結果通知・公表
5月	参加者募集（教室開始月前号の広報たまのに掲載予定）
5月	申込み受付・事業実施前打合せ・事業実施等
～令和9年3月31日締切	報告書類提出・評価等

\*この教室に関する予算は令和8年3月に開催される市議会で審議され、予算の成立をもって実施する予定です。

## 12 問い合わせ先

玉野市健康福祉部 長寿介護課 長寿支援係

電 話 : (0863) 32-5537

FAX : (0863) 32-5526

m a i l : choju@city.tamano.lg.jp